

岩手県告示第 1077 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 106 号

(2) 供用開始の区間 盛岡市築川第 1 地割 1 番 17 地先から第 6 地割 35 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 21 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

2(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字山内第 12 地割字太田向 89 番 3 地先から第 13 地割字新田 57 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 21 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで